

# 明石市学校給食用牛乳空パック収集運搬業務委託仕様書

明石市学校給食用牛乳空パック収集運搬業務委託（以下「業務」という。）に関する仕様は、下記のとおりとする。

## 記

### 1 業務目的

学校給食用牛乳空パック（以下「収集物」という。）を収集し、古紙リサイクル業者に搬入することにより、ごみの減量化と資源の有効利用のより一層の推進を図ることを目的として実施する。

### 2 履行期間

契約締結日の翌日 ～ 2020年3月31日

### 3 業務概要

学校給食で発生した牛乳の空パックを各学校等で収集し、明石市（以下「委託者」という。）が指定するリサイクル業者に搬入するまでを一連の業務とする。

#### (1) 収集箇所（詳細は別紙のとおり）

◆市内小学校・特別支援学校・・・29校（1日あたり約17,400食）

◆市内中学校・東西給食センター・・・13校+2センター

（1日あたり約8,000食）

#### (2) 収集頻度

学校給食実施期間の平日において、各収集箇所あたり原則として週2回（連続しない）の収集を実施する。

#### (3) 収集予定数量（見込み）

年間約34,485kg

（内訳）

①小学校・特別支援学校（29校）

約17,400食×年125回×11g＝約23,925kg

②中学校・東西給食センター（13校+2センター）

約8,000食×年120回×11g＝約10,560kg

なお、実績値が見込み量と異なる場合においても、委託者及び受託者の双方、異議を唱えないものとする。

## 4 収集運搬方法

### (1) 収集運搬計画の作成

- ① 業務開始までに、予め収集ルートを使用車両で実走して収集箇所の位置（学校・ダストボックス）や収集箇所間の所要時間等を十分に把握するとともに、安全面等に支障がないか確認すること。
- ② 委託者が提供する学校給食実施計画に基づき、各収集箇所あたり原則として週2回の収集を踏まえた1カ月間の収集・運搬計画を収集実施月の前月15日までに作成し、委託者の承認を得ること。（※8月・9月実施分については、あわせて8月2日までに委託者の承認を得ること。）

なお、緊急の事情等により臨時の収集の必要性が生じた場合や、収集箇所の都合等により収集運搬計画の変更の必要性が生じた場合等には、委託者と協議の上、対応を図ること。

### (2) 収集物の収集運搬

上記の収集運搬計画に基づき、各収集箇所で専用ダストボックスから収集物を収集し、適切な方法により使用車両に積載して運搬する。

収集物の形状：学校の教室で簡易処理（飲用後、パックを開き、バケツの水で軽くすすいだ後、折りたたんだパック5つ程度を1パックで作った箱の中に詰める。）を行うのみ

収集物の状態：上記の簡易処理を行ったパックを集めて45リットルの透明なごみ袋に詰め、専用ダストボックスで保管する。（※このため、多少の臭気・水分の付着があることが想定される。）

### (3) 古紙リサイクル業者への搬入

受託者は、収集した収集物を下記の搬入先に直接搬入する。その際に、毎回計量伝票を受け取り、保管しておくこと。なお、搬入にあたっては、牛乳パックとビニール袋を分離困難な状態にしないこと。また、収集物以外の資源物と混合しないこと。

【搬入先】 有限会社十里木紙業  
〒651-2234 神戸市西区櫛谷町池谷 438 番地の1  
Tel (078) 991-0266

※営業時間：平日の午前8時～午後5時

なお、搬入先への搬入時期・頻度等については、搬入先と事前に調整することとし、毎回搬入しない場合については、搬入までの間、自社の保管ヤード等において飛散を防止するなど適切な方法で保管すること。

## 5 業務完了報告・委託料の支払い

受託者は、収集に係る月の翌月10日までに当月分の収集総量及び日別収集箇所・収集量を記載した業務完了報告書に、搬入した古紙リサイクル業者の計量伝票を添付して委託者に提出しなければならない。

委託者は、上記の報告に基づく検査終了後、受託者の請求に基づく委託料を支払うものとする。(委託料月額を委託料総額を8月で除した額とし、月毎に均等に支払うものとする。ただし、100円未満の端数が生じたときは、3月分で調整する。)

## 6 収集物の帰属

収集した収集物は、委託者に帰属するものとする。

## 7 遵守・指示事項

### (1) 業務に関する補完事項

- ① 収集箇所に排出された収集物については、必ず収集日当日にすべて収集し、収集箇所に収集物を残置し、又は残留させないこと。
- ② 受託者は、本業務の作業終了後や休日等において、委託者からの緊急連絡に対応できる体制を確立しておくこと。なお、業務従事中に苦情等のトラブルが発生した場合には、速やかに委託者に連絡し、対応を協議すること。
- ③ 受託者は、台風等の悪天候により収集作業の実施が不可能となる可能性が生じた場合には、予め委託者にその旨申入れを行い、協議の上必要な措置を講ずるものとする。
- ④ 天災等の予期せぬ事象が発生した場合は、委託者の指示に従うこと。
- ⑤ 収集作業、学校への連絡等については、丁寧かつ、誠実に行うこと。
- ⑥ 業務において生じたごみ袋等の廃棄物は、受託者の責任において適切な方法で処分すること。
- ⑦ 収集箇所によってはダストボックスに施錠する場所があるので、鍵の管理方法等については委託者と協議し、その指示に従うこと。

### (2) 収集時間に関する事項

- ① 収集時間は午前9時から午後4時30分までとする。なお、個別の収集箇所から収集時間等の指示がある場合には、速やかに委託者に連絡して対応を協議すること。
- ② 受託者は所定の時間内に収集作業が完了できない場合には、速やかに委託者に連絡し、対応を協議すること。
- ② 委託者が想定する収集時間内に当日分の業務が終了するよう、予め収集量・天候・交通状況を勘案し、必要な人員や車両等を確保すること。

### (3) 使用車両に関する事項

- ① 使用車両は2 tトラックと同等かそれより小さい箱車（※パッカー車は不可）とし、原則として1台で運行するものとする。なお、受託者は、業務の履行開始までに、別に定める使用車両等に係る事前報告書を提出すること。
- ② 使用車両には「明石市学校給食用牛乳パック収集車」と記載した表示物を車両の見やすい場所に掲げ、市民に周知しなければならない。
- ② 使用車両の点検・整備は確実にを行うこと。また、バックカメラ等を取り付け、安全に配慮すること。
- ③ 使用車両は、任意の自動車保険に加入すること。（対人、対物無制限）
- ④ 使用車両の車検証・保険証は更新ができ次第、随時写しを提出すること。
- ⑤ 使用車両は、洗浄及び消毒を励行し、常に清潔保持に努めること。

### (4) 作業中及び走行中の安全等に関する事項

- ① 受託者は、収集作業中及び走行中に事故等のないように十分注意すること。特に学校内においては、学校の指示に従い、児童・生徒の安全確保に努めること。  
また、使用車両の運行にあたっては交通法規等の関連法令を遵守して走行速度超過、過積載等に注意を払うとともに、資源物の飛散・落下を防ぐ措置を講じなければならない。
- ② 業務従事中に発生した事故・負傷等の損害（第三者への損害を含む）については、委託者は一切の責任を負わず、受託者の責任において処理するものとする。ただし、その損害が委託者の責に帰すべき事由により生じた場合はこの限りではない。
- ③ 業務従事中に事故等が発生した場合は、現場での緊急対応を行った上で、直ちに委託者に状況を報告すること。また、その後は自己の責任において適正な処理を行うとともに、委託者には事故の経過及び処理について報告書を提出すること。

## 8 禁止事項

- ① 受託者は、収集した収集物の横流し等の不正行為をしてはならない。
- ② 受託者は、収集した収集物を委託者が指定する搬入先以外に搬入してはならない。
- ③ そのほか、受託者は、委託者との間において、信義則に反することをしてはならない。

## 9 特記事項

- ① 業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ② 業務に必要な車両等及び人員は、すべて受託者の責任において確保すること。
- ③ 業務実施にあたり、身だしなみや言葉遣いには十分に注意すること。特に教育現場で収集業務を行うことをわきまえて、学校内では学校の規則に従うとともに、誤解されかねないような行動は慎むこと。

- ④ 委託者の進める環境マネジメントシステムの実施・維持に協力し、省エネ・省資源、廃棄物の減量・リサイクルの推進等により環境負荷の低減を図ること。

## 10 その他

- ① 委託者は、受託者の履行状況に関して必要があると認めるときは、受託者に必要な事項の報告を求め、又は、業務実施現場に立ち入り、搬入先等の協力を得て搬入状況等进行检查することができる。
- ② その他本仕様書に記載のない事項については、委託者及び受託者が協議して定めるものとする。

## 明石市学校給食用牛乳空パック収集箇所一覧

番号	学校等	住所
1	明石小学校	明石市山下町12-21
2	松が丘小学校	明石市松が丘3丁目1-1
3	朝霧小学校	明石市朝霧東町1丁目1-40
4	人丸小学校	明石市東人丸町26-29
5	中崎小学校	明石市中崎1丁目4-1
6	大観小学校	明石市大明石町2丁目8-30
7	王子小学校	明石市王子1丁目1-1
8	林小学校	明石市林崎町1丁目8-10
9	鳥羽小学校	明石市西明石北町2丁目2-1
10	和坂小学校	明石市和坂2丁目12-1
11	沢池小学校	明石市明南町3丁目3-1
12	藤江小学校	明石市藤江235
13	花園小学校	明石市西明石南町1丁目1-10
14	貴崎小学校	明石市貴崎5丁目5-52
15	大久保小学校	明石市大久保町大久保町430
16	大久保南小学校	明石市大久保町ゆりのき通3丁目1
17	高丘東小学校	明石市大久保町高丘3丁目2
18	高丘西小学校	明石市大久保町高丘7丁目23
19	山手小学校	明石市大久保町大窪1600
20	谷八木小学校	明石市大久保町谷八木878
21	江井島小学校	明石市大久保町西島252
22	魚住小学校	明石市魚住町清水570
23	清水小学校	明石市魚住町清水1752-2
24	錦が丘小学校	明石市魚住町錦が丘1丁目17-5
25	錦浦小学校	明石市魚住町西岡1349
26	二見小学校	明石市二見町東二見454
27	二見北小学校	明石市二見町福里274
28	二見西小学校	明石市二見町西二見383-34
29	明石養護学校	明石市大久保町大窪2752-1
30	錦城中学校	明石市上ノ丸3丁目1-11
31	朝霧中学校	明石市大蔵谷奥4-1
32	大蔵中学校	明石市西朝霧丘4-7
33	衣川中学校	明石市南王子町7-1
34	野々池中学校	明石市沢野1丁目3-1
35	望海中学校	明石市西明石南町1丁目1-33
36	大久保中学校	明石市大久保町大久保町200
37	大久保北中学校	明石市大久保町大窪2030
38	高丘中学校	明石市大久保町高丘5-14
39	江井島中学校	明石市大久保町西島680-5
40	魚住中学校	明石市魚住町清水364
41	魚住東中学校	明石市魚住町金ヶ崎1687-14
42	二見中学校	明石市二見町西二見594
43	明石市立東部学校給食センター	明石市和坂1丁目2-1
44	明石市立西部学校給食センター	明石市魚住町西岡2119-9